

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 28 年 9 月 30 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 2 項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、平成 27 年 8 月に実施された東京都立 A 高等学校の女子テニス部等の合宿費用の中から、バス運転手に対して心付けを支出したこと（以下「本件支出」という。）は、不適切な会計処理であるとして、同部顧問の服務上の処罰及び保護者への返金等を求めているものと解される。また、本件請求が請求期間を経過した理由について、請求人は、本件支出の会計報告が平成 27 年 10 月に行われ、その後本件支出について教育庁に是正を求めたものの何ら改善されなかったためと主張している。

ところで、平成 14 年 9 月 12 日の最高裁判所の判決によれば、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとしている。

このことについて本件請求をみると、本件請求のあった平成 28 年 9 月 30 日は、本件支出があった平成 27 年 8 月から 1 年を経過しており、法第 242 条第 2 項に定める請求の期間を徒過した請求であると認められる。そして、請求人が本件支出の存在及び内容を知ることができたと解される平成 27 年 10 月から本件請求までは、約 1 年を経過しており、相当な期間内になされたものとはいえず、正当な理由があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。